

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：はちたか地域棚田振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

はちたか地域棚田 別添 1 のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

- ・スマート農業の導入による省力化や新たな担い手の確保により、現在の不耕作地 0.7ha を令和 1 1 年度までに 0.5ha に減少させる。

○担い手の確保

- ・担い手不足や高齢化が進むため、新たな働き手の確保を推進し、「農福連携」にも取り組む。

○生産性・付加価値の向上

- ・令和 1 1 年度までにドローン防除等のスマート農業の導入を推進し、農作業の効率化を行う。

（ドローン利用面積：令和 6 年度 20ha → 令和 11 年度 30ha）

- ・令和 1 1 年度までに密苗等移植栽培技術による低コスト化を拡大する。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○農産物の供給の促進

- ・棚田米の 1 等米比率を維持する。また、大麦等ローテーションによる安定生産を維持する。
- ・令和 1 1 年度までに棚田米及び農産物の生産拡大を行い J A 出荷の他地元 2 学校の学校給食への供給を行う。

○自然環境の保全・活用

- ・令和 1 1 年度までに有害鳥獣の侵入を防ぐため、獣害防止柵を 1,000m 追加設置する。

○良好な景観の形成

- ・年 2 回以上の除草等の管理作業により、現在保全活動を実施している畦畔を良好な状態に維持する。
- ・令和 1 1 年度までに、はちたか地域棚田に隣接する周辺山林の森林整備を行うとともに、景観作物や広葉樹等を新たに 50 本植栽し、良好な景観を確保する。

○伝統文化の継承

- ・榊山神社、八幡神社等大祭における囃子など奉納儀式の継承を維持する。

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・令和 1 1 年度までに、都市部大学生による農業実習などを年に 1 回開催し、学生とともに地域の課題解決や地域づくりに向けた取組みを継続することで、

はちたか地域の活性化や人材育成につなげる。

○棚田米を利用した 6 次産業化の推進

・所得向上のため、棚田米等を原料とした加工品の開発、製造、販売に取り組み、令和 11 年度までに新たに 1 品目の販売を開始する。

○その他関係人口の創出・拡大による地域振興

・はちたか地域棚田における参加者及び近隣の農事組合法人はちたかに利用権設定された地域の地権者と共同作業等連携し、棚田地域の面積の拡大を図る。

・地域内企業との連携によりはちたか地域棚田の活用や P R 方法について検討し、相互の販路拡大等を図る。

・令和 11 年度までに、はちたか地域の空き家屋の利用を推進し、将来移住定住の促進につなげる。

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

①棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

・令和 11 年度までに不作付地の整備を進め、その場所の適正作物を選定し栽培を開始する。

○担い手の確保

・担い手不足や高齢化が進むにつれ、耕作放棄が見込まれるため、地権者の意向を聞きながらその地の適正作物の選択、採算性を探り後継人の意欲を高める。また、新たな働き手の確保につなげ「農福連携」の推進に取り組む。

○生産性・付加価値の向上

・令和 11 年度までにスマート農業機械の導入を拡大する。また、AI 等によるさまざまなデータを分析し、多様な事案に対応出来るスキルをピックアップする。

・高密度播種した水稻苗移植栽培技術により育苗箱数、作業労力の削減等拡大する。

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○農産物の供給の促進

・ほ場の土壌等調査を行い、最適な肥培管理と地力増進のための作物ローテーションを実施する。

・保有米確保、マーケティング等調査により需用に合わせた生産を行う。ぎふ清流 G A P 認証を確保し、ブランド米の生産拡大を図る。また、J A 出荷の他、学校給食への供給及びネット販売を拡大する。

○自然環境の保全・活用

・令和 11 年度までに獣害防止柵を L=1,000m 追加設置し、獣害被害の拡大を防止する。

○良好な景観の形成

- ・一斉環境整備に合わせて、定期的な除草等の管理作業により、棚田畦畔保持活動を実施する。
- ・令和11年度までに棚田に隣接する周辺の山林の森林整備を行い、空白地となった場所に花桃等の花木、コナラ等広葉樹を新たに50本以上植栽し、景観を保ちながらかん養を確保する。

○伝統文化の継承

- ・榊山神社、八幡神社等大祭における囃子など、専門的な指導者を招き、子どもを中心に定期的に稽古し、楽しみながらの伝承継承を勧める。

③棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・都市部大学生（関東・東海・関西）による農業体験・農村生活体験などの実習生を受入れ、学生と大学教授とともに地域の課題や地域づくりに継続的に取り組み、農学分野における地域の連携活動は、どのように行われるのか、その仕組みと課題を整理しながら、活動の分析をし、今後の当地域の農業を支える多様な連携システムの構築を行い、はちたか地域の活性化や人材育成につなげる。

○棚田米等を利用した6次産業化の推進

- ・加工物産品の開発、販路の開拓等併せて市場調査をしながら、ネットショップでの品目を拡大する。

○その他関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・近隣地域、地域内企業との連携し、利用権設定を機に共同作業及び収穫祭等イベント交流を重ね地域棚田の連携を図り、カントリーエレベータの利用効率を高めブランド米の安定供給につなげる。
- ・地域内企業との連携により、企業での業務の中の経営ノウハウや資金力を農業経営に活かす等相互補完の実現を目指し、上記活動を助長する。
- ・はちたか地域の家屋の利用意向調査により、将来移住者の意向に沿う条件を踏まえながら定住者の促進につなげる。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

- 5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名
別紙のとおり。
- 6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項